

あんなか市民の環^わ懇談会会則

(設置)

第1条 安中市環境基本計画2016（以下「基本計画」という。）に基づき、市民、事業者、市民団体及び市が協働し、良好な環境の保全と政策の推進を目的とし、あんなか市民の環懇談会（以下「本会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画に掲げる事業の推進に関すること。
- (2) 環境保全活動の実施、情報の交換及び普及活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するための実践的な取組に関すること。

(会員)

第3条 本会は、次の各号に定める者（以下「会員」という。）で組織する。

- (1) 第1条の目的の達成に寄与すると認められる市民団体及び事業者並びに関係機関
- (2) 学識経験のある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長の推薦を受けた者

2 本会への参加を希望する者は、あんなか市民の環懇談会参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の規定による参加申込書の提出があったときは、その内容について本会で承認を得るものとし、その結果を当該者に伝えるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 本会に会長及び副会長を1名置く。

2 会長及び副会長は、市長が会員の中から推薦した者であって、本会において承認されたものをもって充てる。

3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員の半数以上の出席（委任状による代理出席を含む。）がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明をさせ、又は意見を聴くことができる。

(登録情報の変更及び懇談会の退会)

第6条 会員は、提出した参加申込書の内容に変更が生じたときは、あんなか市民の環懇談会登録情報変更届(様式第2号)を、本会の退会を希望するときは、あんなか市民の環懇談会退会届(様式第3号)を、会長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 本会の事務局は、市民環境部環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。